

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年12月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月19日から平成27年1月14日まで縦覧に供する。

平成26年12月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
丸亀市土地改良区	農業基盤整備促進事業 (樋門改修事業) 丸亀地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
丸亀市綾歌町土地改良区	農業基盤整備促進事業 (水路改修事業) 綾歌地区	〃